

堆肥の活用と食の安全

秋田県堆肥利用促進協議会
会長 田口 章
(秋田県農業公社 理事長)

最近、マスコミをにぎわしているものの一つに「食に対する安全性」の問題がある。日本は戦後幾多の困難を乗り越えながら発展してきたが、どうもバブル崩壊以後の日本社会のキーワードは「発展」から「成熟」へと移行しているように思われる。

その象徴として食料の安全性への関心が、国民の間に高まってきているのではないかと。秋田県農業公社では、県独自の施策として実施している「特別栽培農産物認証制度」の認証機関として2年前からこの事業に取り組んでいる。

この制度は県独自の基準(8基準 例えば慣行栽培より減化学肥料、減農薬での栽培など)による栽培方法を当公社の検査員が現地検査し、それをクリアした農産物に認証シールを貼って市場に流通させる制度で、消費者の関心も次第に高まってきている。

先日、この制度に取り組んでいる生産者や農協の事例を勉強する機会があったが、そのほとんどで施肥設計もしくは、土づくりの段階で堆肥を活用していた。

例えば、スイカ産地のA農協では基肥として10a当たり3tの完熟堆肥の投入、あきたこまちを生産するB農協では土づくりの段階で10a当たり1.5tの堆きゅう肥の投入等である。

このように堆肥を使用することで、地球環境にもやさしい安全な農産物を消費者に提供しようとする生産者側の動きが本県でも徐々にひろがってきている。(参加農家 平成13年 約1,400戸、平成14年 約1,800戸)

堆肥活用型農業の良さをより強く国民にアピールすることにより堆肥は生産者と消費者の「食の安全」を担保する架け橋の役割を担っていくことも可能ではないかと思うのは私一人の夢だろうか。